

## 幼保連携型認定こども園 榛東南部こども園 利用契約書

社会福祉法人榛栄会が運営する「幼保連携型認定こども園 榛東南部こども園」(以下「甲」という。)と支給認定子ども及びその支給認定保護者(以下「乙」という。)は、乙が甲を利用することに関し、次のとおり契約を締結する。

- 1 甲は、乙に対して発行されている支給認定証の内容を確認した上で、特定教育・保育を乙に提供することとする。
- 2 乙は、甲が説明した、園の運営規程及びその他の重要事項の内容について同意し、これらに定められた乙の義務(園の利用料の支払いを含む。)を履行することとする。
- 3 この契約の有効期間は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 年 3 月 31 日(卒園予定日)までとする。
- 4 甲は、本契約にかかる内容に変更があった場合、その内容について乙に説明し、同意を得ることとする。

上記の内容を証するため、本書 2 通を作成し、甲と乙の双方が自署又は記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

【甲】 (※自署又は記名押印)

事業者(名称)・代表者※(氏名): 社会福祉法人榛栄会 理事長 飯塚 久世

施設(名称): 幼保連携型認定こども園 榛東南部こども園

施設(所在地): 群馬県北群馬郡榛東村広馬場 1 7 6 3 番地 1

園長・管理者(氏名): 園長 飯塚 匡

【乙】 (※自署又は記名押印)

支給認定保護者※(氏名): \_\_\_\_\_

支給認定子ども(氏名): \_\_\_\_\_

住所: \_\_\_\_\_